

〔わたしと美術館〕

大和文華館所蔵「太政官符(案)・空海度牒」をめぐって

当館所蔵の「太政官符(案)・空海度牒」は、平安時代の延暦二十四年(805)九月十一日に太政官から治部省に出された空海の家出許可通知書です。これはかつて日本古文書学の権威、故中村直勝博士の蒐集古文書のひとつでありました(図1)。紙本墨書、縦30.3センチ、横24.2センチ、掛幅装。

この太政官符(案)は史学の専門家の間ではよく知られているもので、中村博士の名著『日本古文書学』(角川書店刊)において、「太政官符案」(中村直勝蔵)として紹介されています。

最近、敦煌学の第一人者で京都大学名誉教授の藤枝晃博士が、雑誌『言語生活』(筑摩書房)の「表紙のことば」欄で、この古文書を取りあげ、従来の説とはちがう、興味深い説を提示されましたので、藤枝博士のご了解を得て、ここに転載いたします。その前に、この古文書について、一般的な説として、『中村直勝博士蒐集古文書』(中村直勝博士古稀記念会編、昭和35年刊)の解説を掲載いたします。

(林 進)

「太政官符案」釈文
 因政官符 治部省
 因學僧空海 俗名讚岐國多度郡
 方田郷戸主正六位上佐伯直道
 長戸口同姓眞魚
 右、去延暦廿二年四月七日出家
 因唐、因宣承知、因剛度之。符
 到奉行。 朝臣
 因五位下因左少辨藤原貞副 左
 大史正六位上武生宿禰眞象
 延暦廿四年九月十一日

[1] 「太政官符案」(『中村直勝博士蒐集古文書』解説)

延暦二十四年(805)九月十一日に太政官から治部省に下した太政官符の写しで、その内容は留学僧空海の家入唐を通知したものである。この文書には虫損のため欠字になっている箇所があるが、この案文の原本と思われるものが『梅園奇賞』二集に収められており、それも同じ箇所が欠字になっている。『梅園奇賞』に収められたものは、もと石山寺の什物で、それには太政官印が五つ捺されていたと言い、『平安遣文』3413号文書として収録されている。これとは別に、大同三年(808)六月十九日の太政官符が『弘法大師行化記』に収め

られており、同じく『平安遣文』4332号文書として収録されているが、この太政官符にはさきの延暦二十四年の太政官符の本文を引用しているの、これによってさきの欠字を補うことが出来る。

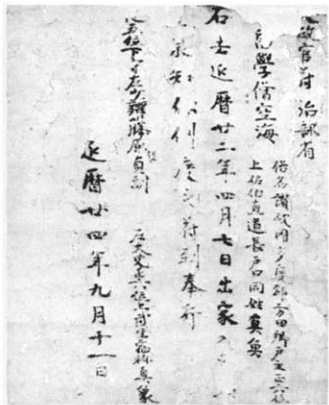
中村博士の蒐集にかかるこの案文は、その書風より推して平安末期の写しと思われ、少なくとも鎌倉初期を降るものではない。従来、『弘法大師行化記』はその史料価値に疑問がもたれたためか、空海の研究にはあまり利用されていないが、本文書によってその史料価値がかなり高いものであることが証明されたと言える。

この文書の日付、延暦二十四年九月十一日にはあたかも空海は在唐中であり、その点を不審に思われるかも知れないが、蓋し当時僧尼の度牒交附に関する事務はかなり乱れており、政府もその嚴重な実施を命令している程であるので、空海が遣唐使に隨行して入唐することが定まった後に、いまだ度牒が交附されていないことがわかり、空海の在唐中にこの官符が出されたものであろう。大同三年の官符は空海の課役を免ずるといふものであるが、延暦二十四年の官符と対照すると、事務手続きの次第が

よくわかる。因みに空海の帰朝は大同元年(806)十月であった。

[2] 『言語生活』370号 1982年10月
 先号の印刷進行中に上山春平教授(京大人文研究所長)の近作『空海』(朝日新聞社刊)を頂戴した。宗門の伝承と傍証とをつき合わせて空海の実像を描き出した快著である。中に引用された一つの文書を見て驚いた。それは太政官から出された空海の家出許可通知書であるが、日付が延暦廿四年九月十日とある。つまり先号の文書(図3、延暦廿四年九月廿四日付「宣旨」、東大寺蔵、重文)から十三日だけ先立つ。御霊さんの活動のために朝廷の上層部はまっさおになっていた時である。そして空海はまだ唐から帰ってない。なぜ、この時に、この文書が出されたのか、甚だ気になる所である。空海を都に呼んで大学に入れた叔父の阿刀大足は、のちに伊予親王(八所御霊の一人)の事件にまきこまれるので、空海も御霊さんとまんざら無縁ではない。図(2)は野里梅園『梅園奇賞』二篇(1828年)に収められた模本で、石山寺所蔵の原本に拠ったとあり、原本の虫くい跡までそっくり複製する。「太政官印」をバタバタと捺すが、原本には一つも捺してない。(藤枝 晃)

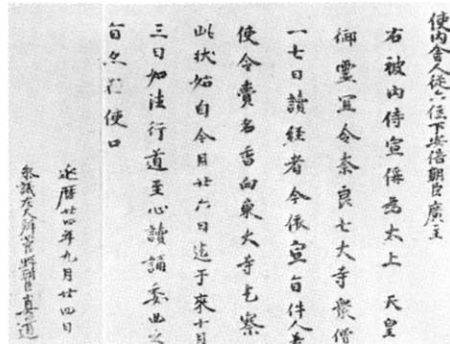
[3] 『言語生活』371号 1982年11月
 図(1)は先号に複製を示した文書の図(2)の原本である。もと石山寺に伝わり、のち故中村直勝博士が手に入れ、今は大和文華館にある。古文書学者は、『梅園奇賞』所載のものは原本からの複製であり、これは平安末期の写しであると言っていた。上山春平教授は、そうではなく『梅園奇賞』本はこれの複製であり、その際に「太政官印」を一面に捺したものであることを見破った。撮影のとき、改めてよく見たところ、この文書の用紙は先々号の宣旨(図3)と同質の紙、



1 太政官符(案) 延暦二十四年



2 太政官符模本 『梅園奇賞』二篇所収



3 宣旨 延暦二十四年九月 東大寺蔵 重文

すなわち当時の太政官の公用紙であり、筆蹟も平安末期に下るものではなく全くの唐様である。傷みがひどいために判断が狂ったのである。かと言って本来の原本とただちに決めかねる節もある。二、三の古文書学者は、原本と見るには略式すぎると言う。空海が得度出家したから免税等の処置をするようにとの太政官から治部省への通達であって、言わば内部処理の文書だから略式であって宜い。しかし寺に渡る筋合いの文書ではない。原文書であるか、何かの必要から作られた写しであるかを決めるのは、「表紙のことば」には荷が重すぎる。文書はいま掛軸装になる。(藤枝 晃)

■ 図(3)・延暦二十四年九月二十四日付「宣旨」の解説

宣旨とは天皇の命を伝える公文書のことである。

「御霊」とは政争のため非業に死んだ人たちで、災害や疫病などがその怨みによって起こる。桓武天皇は崩御の前年の延暦二十四年に奈良の七大寺に対して、崇道天皇(桓武天皇の弟・卓良親王へのおくり名。785年没)の御霊をなだめるために七日間の読経を命じた(805年)。その文書が今も東大寺に伝わっていて、昭和57年の春に重要文化財の指定をうけた。東大寺できくと、御霊さんのための読経は一段ひくい声調で特別の読み方をするのだそうである。また二月堂の過去帳にも崇道天皇の名が載せられ、永代の供養がつづけられているという。(『言語生活』369号より。藤枝晃)

季刊 美のたより No.67

昭和59年 5月 17日

発行 大和文華館